6　新規則別表六(十七)から別表六(十八)付表まで、別表六の二(十四)から別表六の二(十五)付表二まで及び別表十三(五)（同表の記載要領第一号に係る部分を除く。）の書式は、法人の附則第一項第三号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

7　新規則別表十六(十)（同表の記載要領第一号に係る部分を除く。）の書式は、法人の平成二十七年十月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

8　施行日から平成二十七年十二月三十一日までの間における次の各号に掲げる書式の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　新規則別表四の書式　同表の表中

法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額 （別表六(一)「13」＋復興特別法人税申告書別表二「6の③」）	法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額 （別表六(一)「6の③」＋復興特別法人税申告書別表二「6の③」）

とあるのは、とする。

二　新規則別表四の二の書式　同表の表中

法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額 （別表六の二(一)「13」＋復興特別法人税申告書別表二「6の③」）	法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額 （別表六の二(一)「6の③」＋復興特別法人税申告書別表二「6の③」）

とあるのは、とする。

三　新規則別表四の二付表の書式　同表の表中

法人税額から控除される所得税額の個別帰属額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額の個別帰属額 （別表六の二(一)付表「31」＋復興特別法人税申告書別表二「22」）	法人税額から控除される所得税額の個別帰属額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額の個別帰属額 （別表六の二(一)「22」＋復興特別法人税申告書別表二「22」）

とあるのは、とする。

9　施行日から附則第一項第三号に定める日の前日までの間における次の各号に掲げる書式の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　新規則別表一(一)及び別表一(二)の書式　これらの表の表中

法人税額の特別控除額（別表六(六)「27」＋別表六(七)「16」＋別表六(八)「10」＋別表六(九)「22」＋別表六(十一)「23」＋別表六(十二)「30」＋別表六(十三)「24」＋別表六(十四)「22」＋別表六(十五)「25」＋別表六(十六)「25」＋別表六(十七)「24」＋別表六(十八)「36」＋別表六(十九)「16」＋別表六(二十)「22」＋別表六(二十一)「13」＋別表六(二十二)「21」＋別表六(二十三)「24」＋別表六(二十四)「12」）	法人税額の特別控除額（別表六(六)「27」＋別表六(七)「16」＋別表六(八)「10」＋別表六(九)「22」＋別表六(十一)「23」＋別表六(十二)「30」＋別表六(十三)「24」＋別表六(十四)「22」＋別表六(十五)「25」＋別表六(十六)「25」＋別表六(十七)「15」＋別表六(十九)「16」＋別表六(二十)「22」＋別表六(二十一)「13」＋別表六(二十二)「21」＋別表六(二十三)「24」＋別表六(二十四)「12」）

とあるのは、とする。

二　新規則別表一(三)の書式　同表の表中

法人税額の特別控除額（別表六(六)「27」＋別表六(七)「16」＋別表六(八)「10」＋別表六(九)「22」＋別表六(十一)「23」＋別表六(十二)「30」＋別表六(十三)「24」＋別表六(十五)「25」＋別表六(十六)「25」＋別表六(十七)「24」＋別表六(十八)「36」＋別表六(十九)「16」＋別表六(二十)「22」＋別表六(二十一)「13」＋別表六(二十二)「21」＋別表六(二十三)「24」＋別表六(二十四)「12」）	法人税額の特別控除額（別表六(六)「27」＋別表六(七)「16」＋別表六(八)「10」＋別表六(九)「22」＋別表六(十一)「23」＋別表六(十二)「30」＋別表六(十三)「24」＋別表六(十五)「25」＋別表六(十六)「25」＋別表六(十七)「15」＋別表六(十九)「16」＋別表六(二十)「22」＋別表六(二十一)「13」＋別表六(二十二)「21」＋別表六(二十三)「24」＋別表六(二十四)「12」）

とあるのは、とする。